

発室発第72号  
2023年8月25日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号  
日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村松 衛

東海第二発電所の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に  
完成しないことに対する当社の対応について

東海第二発電所においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施設及び常設直流電源設備  
(3系統目)(以下「特重施設等」という。)が法定の期限内に完成しないことから、別紙  
のとおり対応を行うこととします。

別紙 東海第二発電所 特重施設等設置に係る対応

以上

## 東海第二発電所 特重施設等設置に係る対応

## 1. 特重施設等の設置に係る対応

東海第二発電所は、2011年5月21日より第25回定期検査を開始しており、現在、原子炉は保安規定に定める冷温停止状態である。経過措置期間が満了する日以降も原子力規制委員会による特重施設等の使用前確認を受けるまでの期間、冷温停止状態を継続する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
東海第二発電所 第25回定期検査中	2011年5月21日	2023年10月17日

以上